

## 透過写真撮影業務特別教育のご案内

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

労働安全衛生法第59条第3項により、厚生労働省令で定める特別教育を必要とする職務として、労働安全衛生規則第36条第28号に「エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務」が指定されています。さらに、電離則第52条の5(透過写真撮影業務に係る特別の教育)に「事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う写真の撮影の業務に労働者を就かせる時は、当該労働者に対し特別の教育を行わなければならない」としています。

透過写真撮影業務特別教育	
日程	令和3年12月1日(水) 午前9時～午後5時00分 (午前8時50分～9時までオリエンテーションです)
会場	勢多会館 〒371-0805 前橋市南町4-30-3 3階ホール
定員	65名(定員に達した時点で締切りとさせていただきます)
対象者	エックス線・ガンマ線を用いての非破壊検査等の業務に従事される方
科目等	<ul style="list-style-type: none"><li>・透過写真撮影作業の方法(1時間30分)</li><li>・エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱方法(3時間)</li><li>・電離放射線の生体に与える影響(30分)</li><li>・関係法令(1時間)</li></ul> ※全科目の所定時間を修了した方には、閉講時に修了証を交付いたします。
講習料	15,400円(消費税込) (受講料12,100円、テキスト代3,300円)
申込方法	当連合会ホームページに案内と申込書を掲載しております。 受講される場合は申込書をプリントの上、FAXにてお申込み下さい。 <a href="http://www.gunkiren.or.jp">http://www.gunkiren.or.jp</a>
申込先	一般社団法人 群馬労働基準協会連合会 〒371-0805 前橋市南町4-30-3 勢多会館2F 電話: 027-212-9275 FAX: 027-289-5178